

鳥取県告示第366号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成24年5月23日から施行する。

同日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成24年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後		改正前	
1 略		1 略	
2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率		2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.6パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.6パーセント</u>	規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.7パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	<u>年0.7パーセント</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。